

令和3年8月豪雨により被災された方への市税等の減免について

今回の豪雨により被害に遭われた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害により特に甚だしい損害を受け、かつ担税能力を著しく損失された方に対して、以下の要件に該当される方には市民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免措置がございますので、ご確認の上必要な手続きをお願いいたします。

【対象税目・該当要件・減免割合】

税目	該当要件	減免割合
市民税	納税義務者(扶養親族含む)の所有する住宅又は家財に受けた損害の金額が、その住宅または家財の価格の3/10以上の場合	1/4～全部 ※所得要件あり
固定資産税	・「土地」流失、水没、埋没崩壊等により一部または全部が使用不能になった場合 ・「家屋」屋根、内装、外装、建具等に損傷を受け、居住または使用目的を著しく損じた場合 ・「償却資産」水没等により一部または全部が故障し、使用不能になった場合	4/10～全部
国民健康保険税	「市民税」または「固定資産税」の減免に該当する場合	「市民税」または「固定資産税」の減免割合と同じ

※減免の割合は災害により受けた損害の程度により異なります。

【手続き】

以下をご持参のうえ、嬉野市役所(嬉野庁舎)税務課へお越してください。

- ・被害箇所(地番)、被害状況の分かる資料(被害箇所の写真等)
- ・「家屋」の被害については『り災証明書』

※『り災証明書』は市役所総務・防災課(塩田庁舎 電話0954-66-9111)で発行します。発行に関しては事前に総務・防災課へお尋ねください。

【問い合わせ先】

不明な点は、嬉野市役所税務課(嬉野庁舎 電話0954-42-3305)へお問い合わせください。